

新潟県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第63号

新潟県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

新潟県養蜂振興法施行細則（昭和39年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p><b>別記</b>  <b>第1号様式（第2条関係）</b>            蜜蜂飼育届            (略)            郵便番号            住 所            電話番号            メールアドレス            フリガナ            氏 名            (法人にあつては、名            称及び代表者の氏名)            (略)            1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況            (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px;">飼育蜂群数</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(うち日本蜜蜂 )</td></tr></table>            2 年蜜蜂飼育計画            (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px;">飼育予定最大計画蜂群数</td><td style="width: 100px;">(略)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(うち日本蜜蜂 )</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">(うち日本蜜蜂 )</td><td></td></tr></table></p>	飼育蜂群数	(うち日本蜜蜂 )	飼育予定最大計画蜂群数	(略)	(うち日本蜜蜂 )		<p><b>別記</b>  <b>第1号様式（第2条関係）</b>            蜜蜂飼育届            (略)            住 所            電話番号            氏 名            (法人にあつては、名            称及び代表者の氏名)            (略)            1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況            (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px;">飼育蜂群数</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(うち日本蜜蜂 )</td></tr></table>            2 年蜜蜂飼育計画            (略) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px;">飼育予定最大計画蜂群数</td><td style="width: 100px;">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></p>	飼育蜂群数	(うち日本蜜蜂 )	飼育予定最大計画蜂群数	(略)																						
飼育蜂群数																																	
(うち日本蜜蜂 )																																	
飼育予定最大計画蜂群数	(略)																																
(うち日本蜜蜂 )																																	
(うち日本蜜蜂 )																																	
(うち日本蜜蜂 )																																	
(うち日本蜜蜂 )																																	
(うち日本蜜蜂 )																																	
(うち日本蜜蜂 )																																	
飼育蜂群数																																	
(うち日本蜜蜂 )																																	
飼育予定最大計画蜂群数	(略)																																
<p>備考            1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。            2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経</p>	<p>備考</p>																																

度)を記入すること。番地及び号のみでは巣箱の配置場所を特定し難い場合は、緯度及び経度の記入に代えて地図の添付等でも可とする。

3 (略)

4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する(第三者への提供を含む)。

第2号様式(第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

(略)

備考 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する(第三者への提供を含む)。

第3号様式(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

(略)

郵便番号  
現住所  
通信連絡場所  
電話番号  
メールアドレス  
フリガナ  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(略)

(略)	最大計画蜂群数	(略)
	(うち日本蜜蜂)	

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入すること。番地及び号のみでは巣箱の配置場所を特定し難い場合

1 (略)

2 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

3 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

第2号様式(第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

(略)

備考 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

第3号様式(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

(略)

現住所  
通信連絡場所  
電話番号  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(略)

(略)	最大計画蜂群数	(略)

備考

- 1 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

は、緯度及び経度の記入に代えて地図の添付等でも可とする。

3 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する(第三者への提供を含む。)。

2 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

#### 附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。